



## 《基本的考え方》

視覚障害者誘導用ブロックの敷設や音声誘導装置の設置は、視覚障害者の危険回避や円滑な移動をサポートするための有効な手段です。設計においては、周辺状況を考慮して道等から施設利用に関する情報が得られる場所までの経路を、連続的に、かつ遠回りや複雑にしないような配慮が求められます。

【凡例】 バリアフリー法同等基準 福まち条例独自基準  
福まち条例独自基準（努力義務）

## 視覚障害者移動等円滑化経路

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	主要な案内板、視覚障害者対応案内設備 又は案内所を設ける建築物	案内設備又は案内所を設ける建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）
経路 (主要な案内板又は案内所から道等まで)	道等から主要な案内板（点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。）「10案内設備」で整備する視覚障害者対応案内設備又「10案内設備」による案内所までの利用者の用に供する経路は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路とすること。ただし、令第21条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。	令第21条第1項 道等から令第20条第2項の規定による設備又は令第20条第3項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成18年国交省告示第1497号第4次のいずれかの場合 ・駐車場の場合 ・受付やフロント等から建物出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口まで点状ブロック等で誘導される場合
誘導用ブロック等	令第21条第2項に適合すること。	令第21条第2項第1号 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。 令第21条第2項第2号 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 イ 車路に近接する部分 ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。） 平成18年国交省告示第1497号第5次のいずれかの場合 ・勾配が1/20を超えない傾斜の上端に近接するもの ・高さが16cmを超えず、かつ勾配が1/12を超えない傾斜の上端に近接するもの ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

## 《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
主要な案内板	建築物又はその敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した便所、駐車施設又はエレベーターその他の昇降機の配置を表示した案内板その他の設備	-
道等	道又は公園、広場その他の空地	同左
当該建築物の車寄せ (読み替え)	利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により、「6【2】移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路」に定める基準に適合することが困難である場合における「11 視覚障害者移動等円滑化経路」の規定の適用については、「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする	-
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	-
視覚障害者移動等円滑化経路	視覚障害者が円滑に利用できる経路（「11 視覚障害者移動等円滑化経路」で整備する経路）	視覚障害者が円滑に利用できる経路（令第21条で整備する経路）
線状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの	同左
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの	同左

## 《解説》

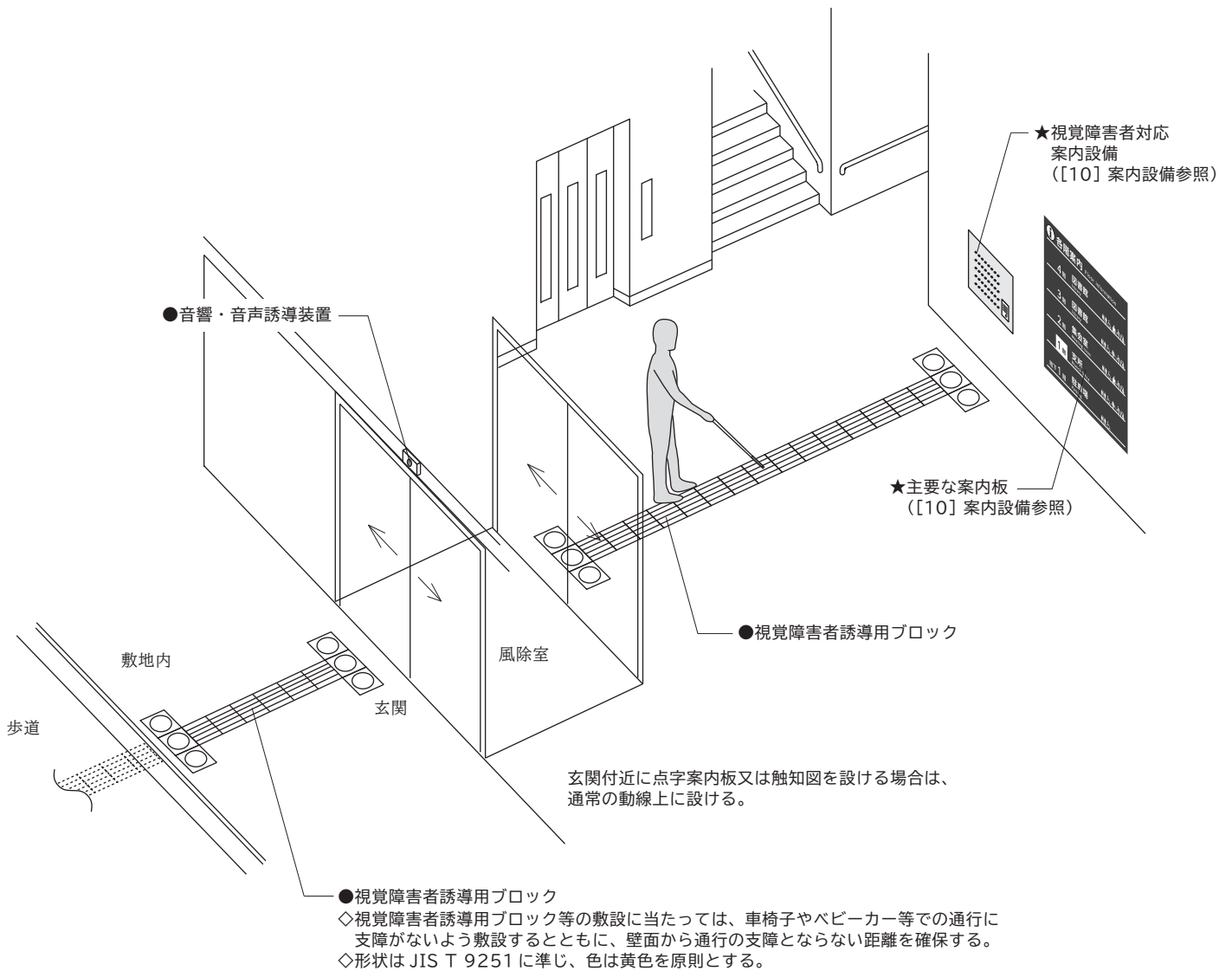
【経路】視覚障害者の危険回避や効率的な移動を支援するため、道等から主要な案内板、視覚障害者対応案内設備又は案内所までの経路を整備する。なお、地形の特殊性により移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の整備が困難な場合に限り、利用者が使用する車寄せから主要な案内板等までの経路を整備する。

【誘導用ブロック等】線状ブロックは主に誘導用に用いられ、点状ブロックは主に注意喚起や警告用に用いられる。視覚障害者を安全に誘導するため線状ブロックを用い、視覚障害者の移動において歩車道境界や段差の認知等を行い衝突や落下等を防止するため、歩車道境界の近くや段等の上端に点状ブロックを敷設し、視覚障害者へ注意喚起を行う。

## 《望ましい整備》

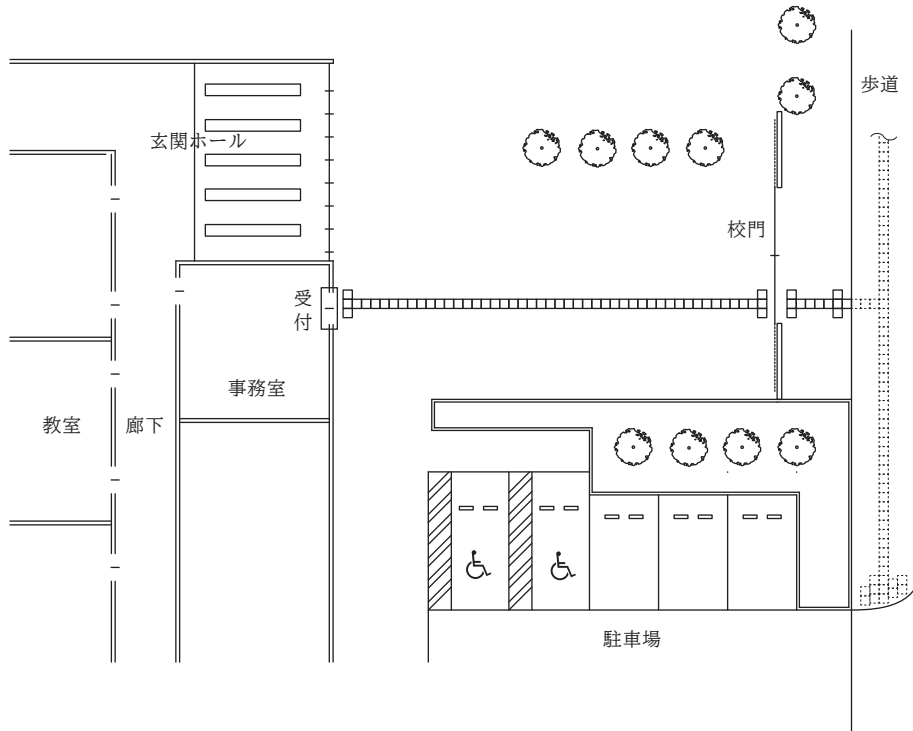
- ・ エスカレーターに視覚障害者を誘導する場合は、視覚障害者誘導用ブロック若しくは音声案内（チャイムを含む）を適切に設ける。
- ・ 専ら高齢者が利用する施設及び幼児が利用する施設では、ブロック等の敷設が利用者の通行に支障をきたらさないよう配慮する。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックは、弱視者が視認しやすいように通路の床仕上げ材料との間で輝度比 2.0 以上、明度差 5 を確保する。また、金属鋳タイプのブロック等は、滑りやすく施工性能等に難があるため使用しない。

## 《視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック、線状ブロック）の敷設例》



【凡例】 ●バリアフリー法同等基準   ★福まち条例独自基準  
 ☆福まち条例独自基準（努力義務）   ◇標準的な整備基準

## 《学校の例》



## 《受付カウンター付近に管理者等が常駐し、 出入口内部での視覚障害者誘導用ブロック等の敷設が不要となる場合の例》

※施設の管理者等は、視覚障害者が訪れた時は、出入口で必要な介助、誘導を行う。

